

幼稚園令改正の動向の一端



多田鉄雄

衆知のように現行の幼稚園制度は学校教育法によるものであり、このように学校体系の一環として認められるに至ったことは、まさに画期的の事柄であった。しかし現行の幼稚園乃至これに関連する諸制度が決して完成された形態でなく、今後にまだ新しく開拓されて行かねばならぬ分野を持つものであるとすれば、その進むべき方向を考究するためには、現行制度以前の動向についても検討をめぐらす必要があるかも知れない。

実は先般来、わが国の幼稚園の歴史を研究している向から何か資料をと請われて、手持ちのものを整理しているうちに、たまたまおもしろいものが出てきて、しかもそれはあまり人々に知られていないと思われるし、かつ右に述べたような検討の場合にも、あるいは役立つかとも思われるので、その一つをとりあげてここに紹介すると共に、そのいきさつについて知っている点を述べておこう。

それは昭和十六年十二月二十日付の文部省の幼稚園改善原案のプ

リントである。昭和十四年頃から十六年にわたって文部省の内部で幼稚園令改正の動きがあり、一応その準備として作成された原案である。かかる動きの根底となったものは昭和十三年十二月八日付で行なわれた教育審議会の次のような答申であったと言ってよいであろう。

○教育審議会答申「幼稚園に関する要綱」

一 幼稚園の設置に付一層奨励を加ふると共に特別の必要ある場合は簡易なる幼稚園の施設をも認むること

二 幼児の保育に付ては特に其の保健並に躰を重視して之が刷新を図ること

三 保姆に付ては其の養成機関の整備拡充に力むると共に其の待遇改善を図ること

四 幼稚園と家庭との關係を一層緊密ならしむると共に之に依り家庭教育の改善に裨益せしめ、併せて幼稚園の社会教育的機能

に力めしむること

この答申は説明するまでもないであろう。

さてこのプリントは普通学務局初等課（現在の初中局初等課）の
原案と、教育調査部（現在の調査局調査課）の参考案の二つから成
っている。前者のは幼稚園を主体とし、後者のは保育施設全般の立
場から作成しているものと言ってよからう。その大要をのべれば

A、普通学務局初等課案

一、現行幼稚園令ノ改正

○就学前教育トシテ小学校トノ関連ヲ考慮シ学校教育ノ内容ニワ
タラザル様ソノ運用ニ万全ヲ期スルコト

○簡易ナル幼稚園ノ普及ヲ図リ、之ガ最低設備ノ標準ヲ定メ保育
時間ヲ相当長カラシメ、地方の実情ニ応セシムルコト

○就学前教育ヲ重視シ学齡ニ近キ児童ヲシテ幼稚園ニ成ルベク収
容シ得ル様規定ヲ設クルコト

二、保姆養成機関ノ確立及拡充

○女子中等学校ニ保育施設ヲ付設セシメ、看護・衛生・育児ノ実
地ヲナサシメ卒業生ニハ保姆試験ノ免許状ヲ与フルコト

○保姆養成年限二ヶ年、官立及公立ノ設置ヲ一層多カラシムルコ
ト

三、幼稚園ト保育所トノ関係ノ調整

○幼稚園ニ収容スル者ト保育所ニ収容スルモノニ対シ年齢的区別
ヲ置クコト

○文部省ト厚生省ノ連絡調整

B、教育調査部参考案

（幼児保育施設ノ改善方策）

一、幼稚園令ヲ改正スルコト

○就学前教育施設ノ統一ヲ図ルコト

○教育審議会答申ノ簡易幼稚園ノ設置ヲ取入レルコト

○幼稚園ニ類スル施設ヲ取締マル規定ヲ設ケルコト

二、満四才以上ハ就学前教育ノ施設トシテ統一シ、之ヲ凡テ幼稚園 ト呼ブコト

満三才以下ハ養護ヲ主トスル施設トシテ之ヲ保育園（仮称）ト
ナスコト

三、保姆養成ノ方法ヲ改善スルコト

○保姆養成機関ヲ他ノ教員養成機関ト同一ノ精神カラ考ヘ改革ス
ルコト

○学科目ニ統一的基準ヲ与ヘルコト

○女子中等学校ハ生徒ヲ保姆助手トシテノ実力ヲ具フル女子ニ教
育スルコト

○女子中等学校ニハ保育施設（幼稚園、出来得レバ更ニ保育園）
ヲ付設シ、生徒ニ保育実習ヲ徹底セシムルコト

四、小学校、特ニ農村ノ小学校ニ、幼稚園及保育園ヲ併置スルコト
この原案を見て明らかに、先ず第一に幼稚園令の改正が目
論まれていたのである。そしてその改正の内容をなすものは、就学

前教育施設の普及のために、(1)「簡易ナル幼稚園」を構想し、(2)女子中等学校に保育施設を付設し、(3)小学校、特に地方農村に保育施設を付設すること、次に(4)幼稚園と保育所との関係の年齢的解決を図ること、最後に(5)女子中等学校において保育実習を行なわせること、がその要点である。

(1)のことは現行の幼稚園設置基準の在り方と対置されるものであり、(4)のことはいわば一元化の問題で、すでに久しく論議されている事柄である。(1)から(4)の構想に比して現行の制度が前進しているか、退歩しているかについても議論があるが、本稿ではこれにはふれず(2)及び(5)について知っている点をとどめたい。この(5)については現行の中学校・高等学校の家庭科の中の「保育」においてそのイデーが生かされていることは、本誌去る十二月号で山下氏が書かれた「高等学校家庭科における保育について」を想起すれば明らかであろう。(2)は一つには保育実習の徹底を期すると共に、他面では保育施設の普及を図るためでもあったことは、小学校に対しては付設を要請している点から言って推定し得るところである。

ところが昭和十六年十二月に始まった大戦はその後国全体を戦争態勢に追い込んで行って、この原案が目論んだ幼稚園令改正はついに陽の目を見ずに終ってしまったのである。それは幼稚園令も勅令であり、その改正には枢密院の諮詢を経なければならなかったし、戦争が至烈になって行った当時においては、そのような手続きは不可能であつたからでもある。

しかしこの原案のような構想が単なる構想だけにとどまっていたのではなく、その一部分はすなわち(2)及び(5)は少なくとも幾分は実施されたのである。これを証するものに昭和十九年四月から設けられた戦時託児所がある。この戦時託児所とは厚生省民生局が文部当局とも図つて実施した制度であつて、空襲が激しくなるにつれ、幼児の通園は危険視されるに至つたので、一般の保育施設はこれを閉鎖し、ただ働く家庭の幼児、委託を必要とする幼児を保育する施設を戦時託児所として運営させて行くことにしたものである。したがつて大都市では幼稚園は十九年三月で一斉に休園措置がとられ、その一部分だけが戦時託児所として保育を継続して行なつたものである。戦時託児所の意義はただ右のようなものだけと一般には考えられて来ているのであるが、実際にはそのほかに女子中等学校付設の戦時託児所なるものも存在したのである。すなわち、これより以前に文部当局はブリントの原案の線にそつて高等女学校に幼稚園を付設する考えであつたが、当時の公立高等女学校は多くは府県立であり、幼稚園令によると市町村は幼稚園を設置し得るけれども、府県は設置出来なかつたのである(同第二条)。しかも幼稚園令改正は不可能であつたので、文部当局は仕方なく厚生省所管の託児所(保育所)でない、学校付設の保育施設として「保育所」の名の下に、その付設を勧奨したのであるが、かかる「保育所」が戦時託児所としても継続運営され、また幾つか新設されていったのである。かかる戦時託児所で生徒が保育実習を受けていたことは言うまでもないこ

とである。要するに文部当局は戦時託児所として(2)及び(5)を進めたのである。

以上の事情をこのプリントは物語っている。なおかかる保育実習のために昭和十七年九月に作られた「中等学校教育内容ニ関スル措置要綱ニ基ク女子中等学校保育実習指導要目案」の大略を記して稿をとりよう。

○指導方針

一、全般ニ亘リテ精神訓練ヲ重視シテ乳幼児保育ニ須要ナル心構・態度ヲ確立セシメ母性愛ヲ長養スベシ

一、乳幼児ニ対スル理會ヲ深カラシムルト共ニ之ガ保育ノ方法ニ慣レシメ集団保育ノ要領ヲ會得セシムベシ

一、家政科トノ緊密ナル関連ニ留意シ両者ヲ一体トシテ実習ノ成果ヲ挙グルニカムベシ

○指導事項

第三学年 随時実習 適宜

一、見学

幼稚園・保育所其ノ他適當ナル施設ニ付見學セシメ乳幼児保育ニ関スル基礎的理會ヲ得シム

(一)保育施設ノ一般 (二)乳幼児ノ生活一般

(三)保育方法ノ一般

第四学年 定時実習 凡六十時(毎週二時) 随時実習

適宜

一、実習 実習ハ幼稚園・保育所ソノ他適當ナル施設ニ付保姆

ソノ他責任アル者ノ輔導ノ下ニ之ヲ実施ス

前項ノ実習ハ一才半以上ノ幼児ノ保育ト一才半未満ノ乳兒ヲ主トスル保育トニ分ケテ之ヲ実施ス

幼児ノ保育ニ関シテハ更ニ之ヲ三才未満ノ保育ト三才以上ノ保育トニ分ケテ実習セシメ三才以上ノ保育ニ於テモ年少兒ト年長兒ノ相違ニ留意シテ実習セシム

乳兒ノ保育ニ関シテハ特ニ慎重ヲ期シ産院・乳兒保育所等ノ如キ特別ノ施設ニ於テ実習セシム

前項ノ施設ヲ欠ク場合ハ乳幼兒ノアル家庭ソノ他適當ナル施設ニ付適宜実習セシム

第一 予備講話 実習ニ必要ナル予備的指導ヲナス

第二 見習 保育ノ手伝ヲナサシメ乳幼兒ノ生活ヲ觀察セシムルト共ニ保育一般ニ対スル初步ノ体験ヲ得シム

第三 基本実習 一定ノ指導計画ニ基キ保育補助者トシテ必要ナル基本的事項ヲ觀察セシム

第四 綜合実習 乳幼兒保育ノ全般ニ亘リテ綜合的ニ全日実習セシム

一 保育計画ト保育案ノ立テ方

二 保育一日ノ実践

三 保育事務ノ処理

*

*

*